

【グループホーム七福神 料金表】

1. サービス利用料（1日につき）

介護度	単位数	自己負担額	備考
要介護1	796単位	811円	
要介護2	812単位	827円	
要介護3	828単位	843円	
要介護4	844単位	860円	
要介護5	861単位	877円	
初期加算	30単位	31円	入居日より30日間のみ
夜間ケア加算	71単位	73円	事業開始後6か月を越えた、 自己評価および届出後の加算予定

埼玉県川口市は、介護保険法上の地域区分が乙区域ですので、

1単位の単価は10.18円です。

「単位数×単価」の1割が、自己負担となります。

端数の生じる計算が行われるため、

1か月の自己負担額は上表からの計算と異なる場合があります。

2. 共同生活住居の利用にかかる費用

基本料	入居費	月額	65,000円	お部屋代として
	共益費		56,000円	共通部分(居間・食堂・浴室・ トイレ・エレベータ等)の管理費として

光熱水費	日額	300円	1か月30日として、 月額9,000円
食材料費		1,700円	おやつ代を含む 1か月30日として、 月額51,000円

外泊などで不在にした場合、

その日数分の光熱水費・食材料費は返還いたします。

入居一時金	入居時	1,100,000円
-------	-----	------------

- ・ 施設利用費、入居保証金、料金滞納時における充当などに使用するため、入居時に上記の「入居一時金」をお支払いいただきます。
- ・ このうちの30%は、当施設の建設・維持・管理等の費用として、入居時にいただきます。
- ・ 残りの70%は、入居金償却期間（入居日より3年間）内に当施設を使用するための費用の前払い分として、無利息の預かり金とします。

- ・ 利用月ごとに、この預かり金から施設使用費を徴収いたします。

$$1 \text{ 月当たりの施設使用費} = \text{入居一時金額} \times 70\% \div 36 \text{ か月}$$

$$= 21,389 \text{ 円}$$
- ・ 入居金償却期間内に退去される場合には、預かり金残額について、下記の計算式により算出した額を返還します。

$$(\text{入居一時金額} \times 70\% \div 36 \text{ か月}) \times (36 \text{ か月} - \text{経過月数})$$
返還金額一覧表をご参照下さい。
- ・ 入居金償却期間の終了後（3年目以降）に退去される場合には、返還金はありません。

3. その他の費用

1. おむつ代 本人の希望で購入した品物の購入価格
または、紙オムツ / 100円（全サイズ共通）
リハビリパンツ / 110円（全サイズ共通）
尿取りパッド / 50円
2. 理美容代 利用した理美容院の設定した料金
3. 日用品代 実 費
4. 医療費 実 費
5. 本人の希望によって購入した物品 実 費

4. 備 考

サービス利用負担額などについてご不明の点がございましたら、お気軽に職員へお問い合わせください。